

5. 保税地域制度各論

～保税工場その2～

①保税作業の届出・報告等

②内国貨物の使用等

③さ細な副産物・古包装材料の引取り

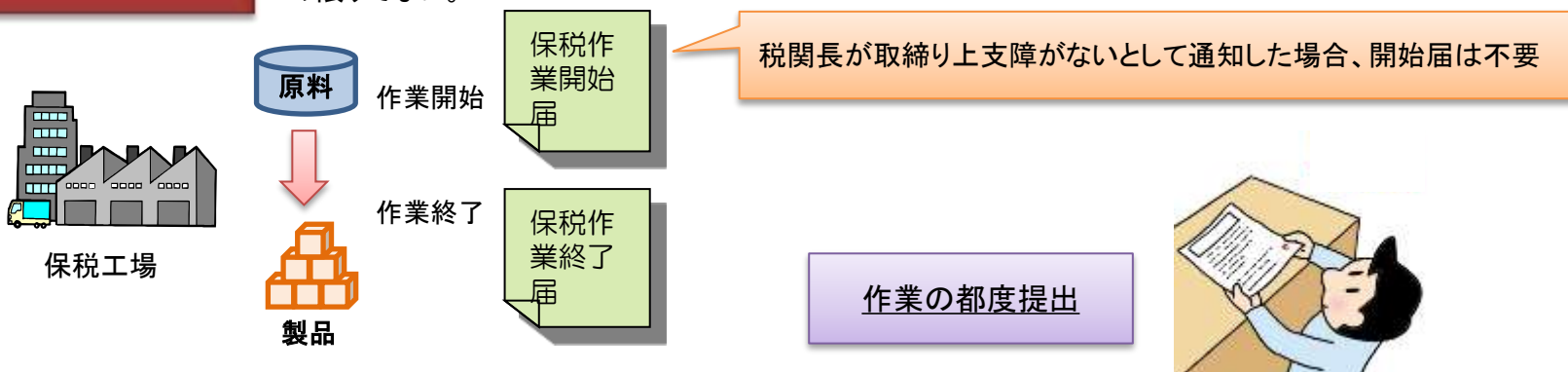
④保税工場における貨物の流れ(まとめ)

⑤保税工場担当者の留意点

① 保税作業の届出・報告等

関税法第58条 保税作業の届出

保税工場において保税作業をしようとする者は、その開始及び終了の際、その旨を税関に届け出なければならない。ただし、税関長が取締り上支障がないと認めてその旨を通知した場合における保税作業の開始については、この限りでない。



関税法第61条の2 指定保税工場の簡易手続

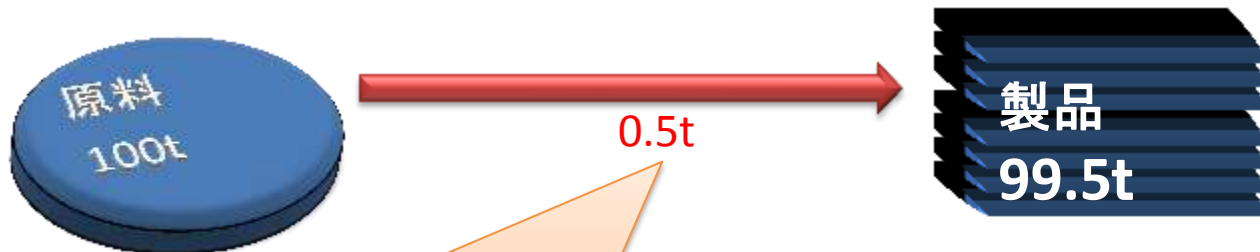
1. 税関長が使用原料品の製造歩留まりが安定していることその他保税作業の性質その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認めて、保税作業により製造される製品及びその原料品である外国貨物を特定して指定した保税工場については、第五十八号の規定にかかわらず、当該製品を製造するための保税作業の開始及び終了の際の届出を要しない。
2. 前項の指定を受けた者は、政令で定めるところにより、毎月(季節的な保税作業の場合等で税関長が一月をこえる期間を指定したときは、当該期間内とする。)使用し、又は製造した同項の税関長の特定した外国貨物である原料品及びその製品の数量その他政令で定める事項を記載した報告書を、その翌月十日(税関長が特別の期間を指定したときは、当該期間終了の日から十日を経過する日)までに(当該製品に係る保税作業を休止した場合には、その後遅滞なく)、税関に提出しなければならない。



①保税作業の届出・報告等

製造歩留

$$\text{製造歩留} = \frac{\text{実際に得られる製品生産量}}{\text{原料の投入量から期待される生産量}}$$



- ・工程によるロス
- ・時間の経過による自然消滅(蒸発による水分の減少等)
- ・人為的ミス
- ・機械トラブル

確定歩留

保税作業で製造される製品や副産物の数量を確定する際に、その計算基礎として使用する

指定歩留

全国統一して適用(砂糖・鉄鋼製品)

査定歩留

各税関が設定(内外貨混用の場合等)

標準歩留

各税関が設定(外貨単独作業において、保税作業終了届等により届出がされた製品等の数量が適正であるか認定する基準)

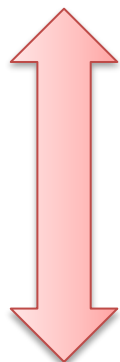
税関の取締上の目安
(税関から通知なし)

数量を特定させるためのもの
(税関から通知あり)

① 保税作業の届出・報告等

保税工場における
貨物管理の原則

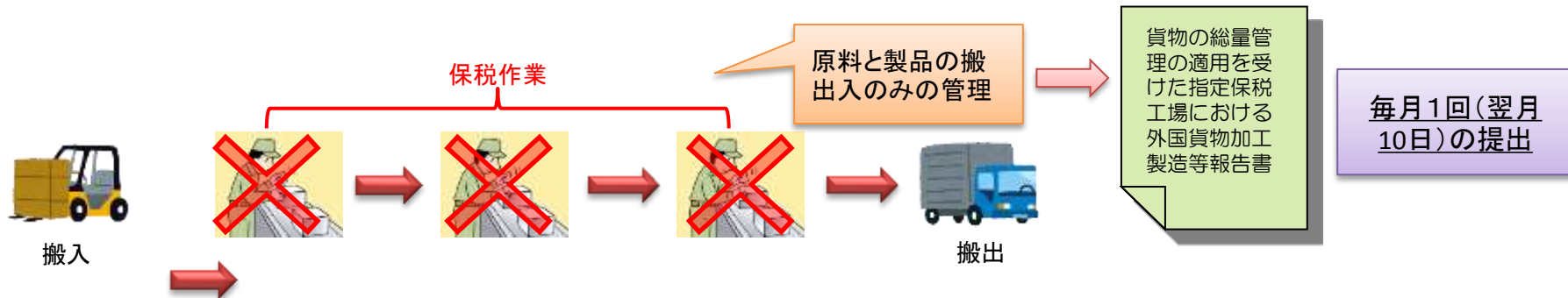
保税作業が複数工程にまたがって行われるような場合、IM・工程毎に投入した外貨原料と製造された外貨製品を管理・記帳する必要がある。(記帳も同様)



総量管理

複数の工程に分かれる保税作業のような場合に、工程毎に行う貨物管理を廃し、工場に投入した原材料がその順に使用され、製品として搬出されるものとみなして、当該保税工場における貨物管理を総量的に行おうとするもの

関税法基本通達61の2-6、61の2-7



①保稅作業の届出・報告等

総量管理適用の要件

貨物の総量
管理適用
(更新)申
出書

適用期間は3年
以内

関税徴収の確保上問題がないと認められる保稅作業で以下の要件をすべて満たす必要がある。

- ① 指定保稅工場の作業であること。
- ② 確定歩留が設定されている作業又は原料として使用される外国貨物の数量に対応する製品等の数量が即物的に、かつ、容易に把握できる作業であること。
- ③ 貨物の総量管理の適用を受けようとする保稅作業が、法第59条第2項に規定する外国貨物と内国貨物とを混じて使用する承認を受けているものである場合については、当該作業に使用する内国貨物は、原料として使用される外国貨物と同一税番及び同一統計番号に属し、かつ商品的にも同種のものとして取り扱われる貨物であること。

IM承認済貨物と同種の貨物(外国貨物であってIM承認未済貨物を除く。)の区分蔵置を不要とし、搬入の時期を異にする外国貨物とその搬入の順序に従って蔵置され、加工・製造・搬出されるものとして取扱うことができる。

先入先出方式



管理が簡単
になった!



① 保税作業の届出・報告等

保税作業終了届

税関様式C第3260号

番 号

保 税 作 業 終 了 届

届出税関

原則として、保税工場の被許可者の代表取締役名を記載するが、委任状で加工・製造責任者等に委任している場合は、その受任者の氏名を記載する。

保税作業開始届 年 月 日 番 号

保税工場の所在地及び名称

責任者氏名

印

保税作業の種類及び内容		保税作業に使用した貨物				保税作業の期間		自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		内外貨混合使用の承認を受けた場合その年月日及び番号		平成 年 月 日	
移入承認番号	移入年月日	記号及び番号	品名	内外貨の別	数 量		欄番号	記号及び番号	品名	数 量		備 考	
					個 数	総重量				個 数	総重量		
							1						
							2						
							3						
							4						
							5						
							6						
							7						
							8						
							9						
							10						

「品名」欄には、その保税作業に使用したすべての貨物の品名を記載する。(内貨を含む)

保税作業によってできた製品が、積戻しするために船積梱包がなされている場合は、その梱包に記載された記号及び番号を記載し、船積梱包されていない場合は、製品自体に付されている記号、番号があればその記号、番号を記載する。

※ 税 関 確 認 欄

- (注)
1. この届出書は2通提出して下さい。
 2. 移入承認欄は内国貨物については記載する必要がありません。
 3. ※印は税関において記入します。

(規格A4)

① 保税作業の届出・報告等

保税作業終了届(裏面)

(裏面)

貨 物 移 動 明 細 欄

整理 番号	年 月 日	区 分	許可、承認又は	移 動		残 高		取 扱 者 印	備 考
			届 出 の 番 号	個 数	総重量	個 数	総重量		

「整理番号」欄には、搬出についての整理番号を記載する。

「区分」欄には、輸入、積戻し、保税運送等の区別を記載する。

「許可、承認又は届出の番号」欄には搬出について許可、承認等を要する場合は、その許可書又は承認書の番号を記載する。

「取扱者印」欄には、貨物移動明細欄の記載を行った税関職員が押印する。

① 保税作業の届出・報告等

外国貨物加工製造等報告書

税関様式C第3310号

外国貨物加工製造等報告書(月分)

平成 年 月 日

税関長殿

保税工場(総合保税地域)の
所在地及び名称
責任者氏名

印

1 原料品

品名及び規格				
前月末繰越数量①				
当月中搬入数量②				
当月中 搬出数量 ③	輸入			
	その他			
	計			
保税作業に使用した数量④				
未使用残高(①+②-③-④)				
上欄中承認を受けた数量				

①「前月末繰越数量」欄には、月初において、未加工のまま保税工場に置かれている保税原料品の数量を記載する。なお、移入承認済のものと承認未済のものは合算して計上する。

②「当月中搬出数量」欄には、当月中に未加工のまま輸入されたものについては、輸入の欄に、未加工のまま積戻し、保税運送その他により搬出されたものは、「その他」の欄に記載する。なお、輸入の許可を受けた貨物については、その保税工場から現実に搬出されない場合でも、内需又は内国貨物としての用途に充てることとした場合には、その時点で搬出とみなして計上する。

2 製品及び副産物

製品及び副産物の品名・規格				
前月末繰越数量⑤				
当月中出来高⑥				
当月中 搬出数量 ⑦	積戻し			
	保税運送			
	輸入			
	その他			
	計			
製品残高(⑤+⑥-⑦)				

3 仕掛品

原料品の品名及び規格			
前月末繰越数量⑩			
原料使用数量(上記1の④)			
製品及び副産物出来高に含まれる原料品の数量⑪			
本月末残高(⑩+④-⑪)			
備			考

⑦「製品及び副産物」の項の「当月中搬出数量」欄において、税関長の承認を受けて減却を行った場合の数量は、「その他」の欄に計上する。

⑪「仕掛品」の項の各欄「製造及び副産物出来高に含まれる原料品の数量」欄には、製造及び副産物の数量を現実に使用した保税原料品の数量に換算して、その数量を記載する。

① 保税作業の届出・報告等

貨物の総量管理の適用を受けた指定保税工場における外国貨物加工製造等報告書

税関様式C第3312号

貨物の総量管理の適用を受けた指定保税工場における外国貨物加工製造等報告書

平成 年 月 日

税関長 殿

指定保税工場の所在地及び名称
氏名(責任者) (印)

総量管理の対象外であるIM未済貨物も含める

1 原料品

品名及び規格	前月末繰越数量 ①	当月中搬入数量 ②	当月中搬出数量 ③			製品及び副産物の搬出高に含まれる原料品の数量 (下記2の⑧)④	原料品及び仕掛品の合計残高(①+②-③-④) ⑤	左欄中承認を受けた数量
			輸 入	そ の 他	計			

IC、IMW等

運送、滅却等

工程仕掛品、未搬出製品を含む

2 製品及び副産物

製品及び副産物の品名・規格	当月中搬出数量 ⑥					製品及び副産物に含まれる原料品の数量算出根拠 ⑦	製品及び副産物の搬出高に含まれる原料品の数量 ⑧
	積戻し	保税運送	輸 入	そ の 他	計		

同一企業における移送を含む

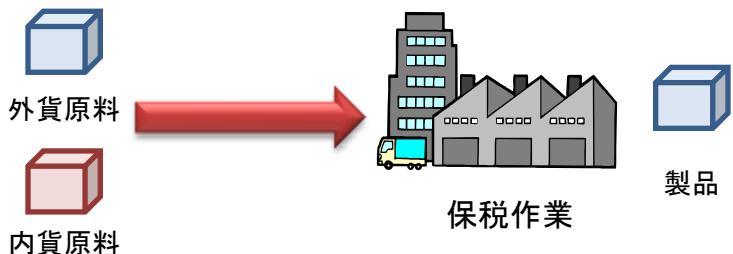
歩留りによる計算式等

②内国貨物の使用等

関税法第59条 内国貨物の使用等

1. 保税工場における保税作業(改装、仕分その他の手入を除く。)に外国貨物と内国貨物とを使用したときは、これによってできた製品は、外国から本邦に到着した外国貨物とみなす。
2. 政令で定めるところにより、税関長の承認を受けて、外国貨物と内国貨物とを混じて使用したときは、前項の規定にかかわらず、これによってできた製品のうち当該外国貨物の数量に対応するものを外国から本邦に到着した外国貨物とみなす。

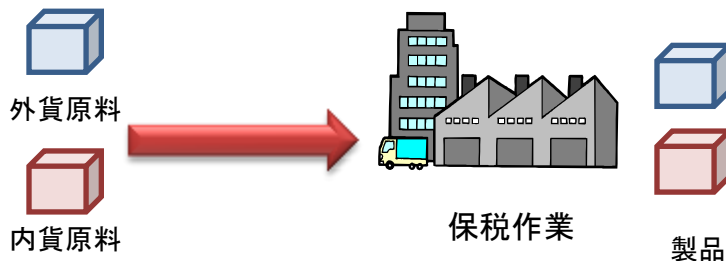
原則



これでは・・・

- 国内に引取る場合、税金の負担が大きくなる。
- 製造の都度原料を使い分ける必要が生じ、作業効率が悪くなる。

例外



原料として使用した外国貨物の数量に対応する製品のみを外国貨物とみなす
⇒外国貨物とみなすものの特定が必要！

関税法施行令第47条
第1項

要件

- 外貨原料と内貨原料は同種のもの
- 外国貨物のみを使用した製品と等質の製品を製造すること
- 内国貨物を混合することにやむを得ない理由があること
- 原料の数量に対する製品の数量の割合が明らかであると認められること

査定歩留

②内国貨物の使用等

内外貨混合使用による製品の特定

関税法基本通達59-4

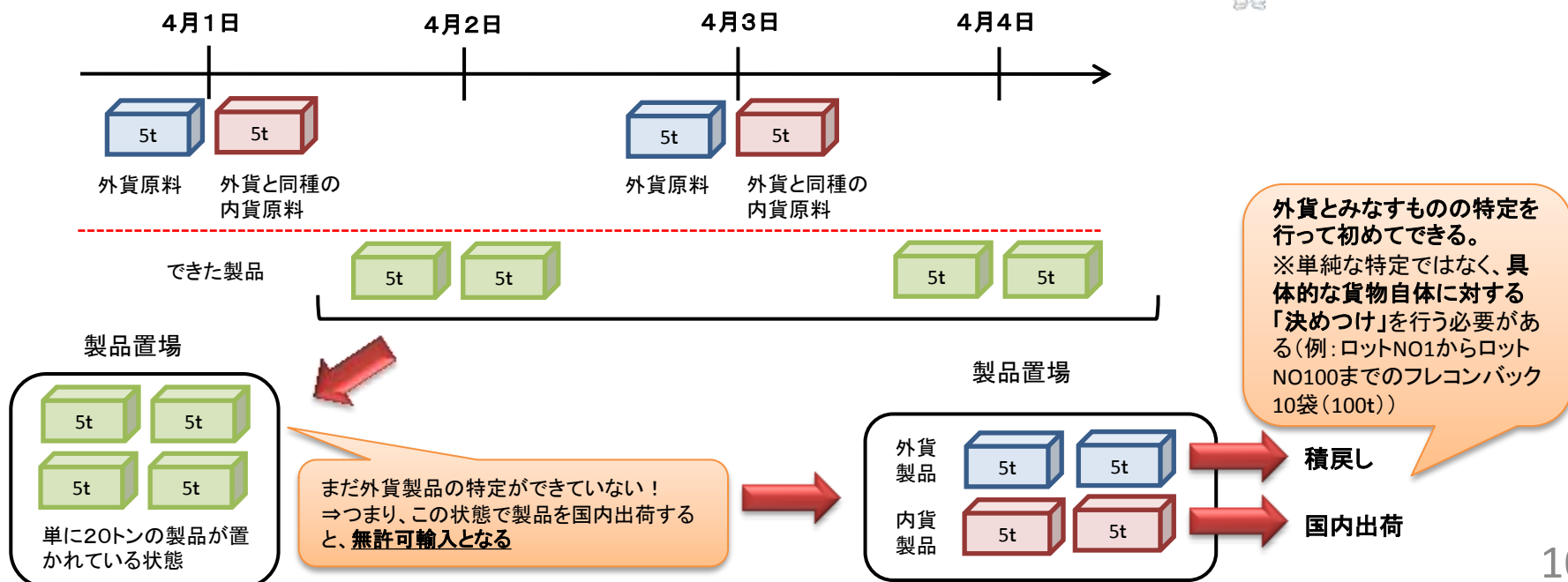
次に掲げる製造計画ごとにその製造に要する外国貨物である原料品の使用開始後その製造が終了するまでの期間を定め、当該製造期間経過後に遅滞なく、**内外貨混合使用のうち、外国貨物とみなすものの特定**を行う。

- ◆ 製品の船積又は出荷の計画ごとに、製造計画数量を定めて製造を行う場合は、これに基づく船積又は出荷計画ごとの製造計画
- ◆ 旬、週等特定の期間ごとに製造計画数量を定めて製造を行う場合は、これに基づく製造計画
- ◆ 製造の計画が長期にわたる場合は、月間又は1月以内の期間で定める期間ごとに区切った製造計画数量を定め、これに基づく製造計画

製造計画に基づき、保税作業の製造期間を定め、終了後は速やかに外貨を特定しましょう！



(例) 製造期間が2日間で外貨10トン、内貨10トンを4日間かけて製造する場合 (歩留りは100%とする)

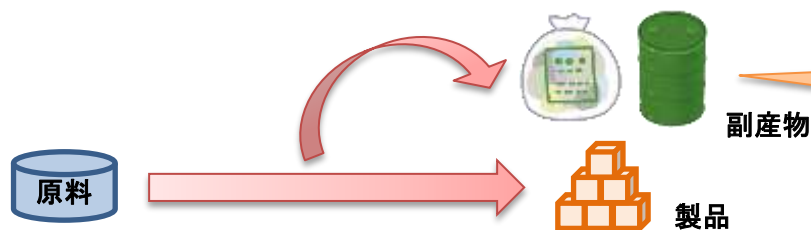


③ さ細な副産物・古包装材料の引取り

保税作業によるさ細な副産物の引取り

関税法基本通達61の3-2

- 保税作業で発生したさ細な副産物で課税上問題がないものについては、副産物の品名、数量を記載した適宜の様式による願書2通を保税工場の許可・更新申請の際に併せて提出する。
- 当該副産物の個々の引き取りについては、その都度、記帳が必要。



商品価値の全くないもの等
課税上問題ないもの

古包装材料の引取り

関税法基本通達67-4-16

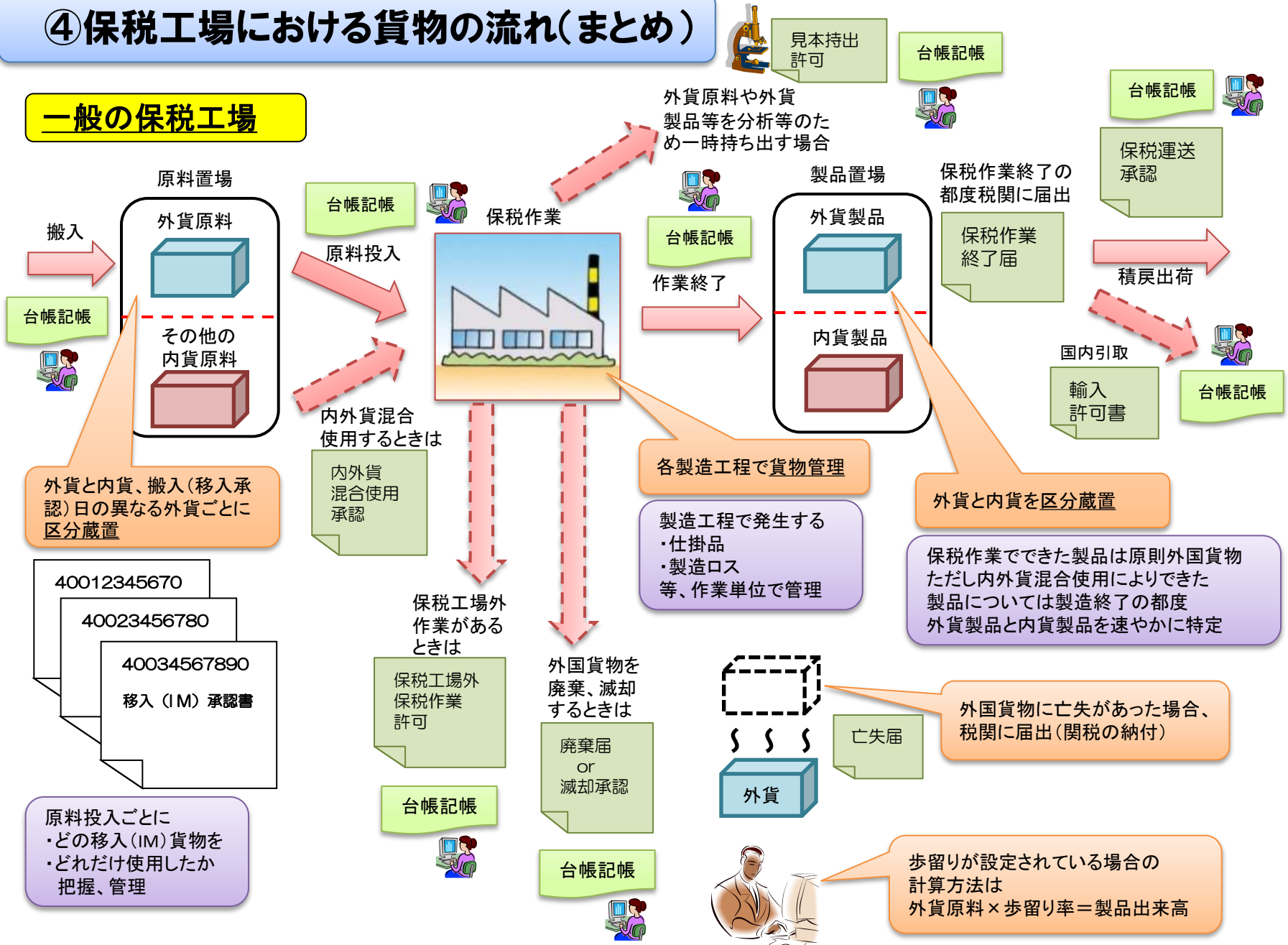
- ◆ 貨物を保護していたラップ、バンドル、緩衝剤等
- ◆ 貨物を入れるためのフレコンバック、カートン等

- 輸入された(輸入されることが確実な)貨物にかかる古包装材料
⇒古包装材料の価格が貨物の課税価格に含まれていない等特に分離課税すべきものを除いて、適宜書面の提出により、関税負担なしで引取り可。
- 積戻しをする(積戻しをするかどうか不明な)貨物にかかる古包装材料
⇒その古包装材料の関税率が無税で経済価値がほとんどないと認められる場合は、適宜書面の提出により、関税負担なしで引取り可。
- 恒常的に保税地域から引き取られ、関税率が無税であり、かつ、包装材料としての経済価値がほとんどないと認められる古包装材料
⇒適宜の書面を提出することにより、包括的な引取りが可能(ただし、引取りの都度、口頭(電話を含む)による申告及び書面IM承認書の裏面に引取り数量等を記入する必要あり)。

さ細な副産物や古包装材料も「外国貨物」ですので、保税地域の許可を受けた場所で保管してください。

④ 保税工場における貨物の流れ(まとめ)

一般の保税工場



④ 保税工場における貨物の流れ(まとめ)

見本持出許可

台帳記帳

指定保税工場

原料置場

外貨原料



その他の内貨原料



搬入

台帳記帳

外貨と内貨、搬入(移入承認)日の異なる外貨ごとに区分蔵置

40012345670

40023456780

40034567890

移入(IM)承認書

原料投入ごとに
・どの移入(IM)貨物を
・どれだけ使用したか
把握、管理

台帳記帳

原料投入

内外貨混合
使用するとき

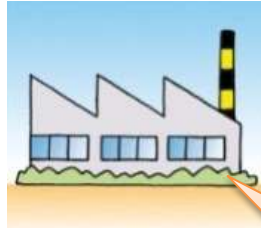
内外貨
混合使用
承認書

保税工場外
作業がある
ときは

保税工場外
保税作業
許可

台帳記帳

保税作業



各製造工程で
貨物管理

製造工程で発生する
・仕掛品
・製造ロス
等、作業単位で管理

外国貨物を
廃棄、滅却
するときは

廃棄届
or
滅却承認

台帳記帳

外貨原料や外貨製品等
を分析等のため一時持ち
出す場合

台帳記帳

作業終了

製品置場

外貨製品



内貨製品



外貨と内貨を区分蔵置

保税作業でできた製品は原則外国貨物
ただし内外貨混合使用によりできた
製品については製造終了の都度
外貨製品と内貨製品を速やかに特定

外国貨物に亡失があった場合、
税関に届出(関税の納付)

歩留りが設定されている場合の
計算方法は
外貨原料 × 歩留り率 = 製品出来高

指定保税工場は一般の保税工場
と基本同じだが、毎回終了届を
出さなくてよい!

台帳記帳

保税運送
承認

積戻出荷

国内引取

輸入
許可書

ただし、実績
がなくても
報告書は
毎月提出です。

1か月分の保税作
業の実績について
税関に届出

外国貨物
加工製造等
報告書

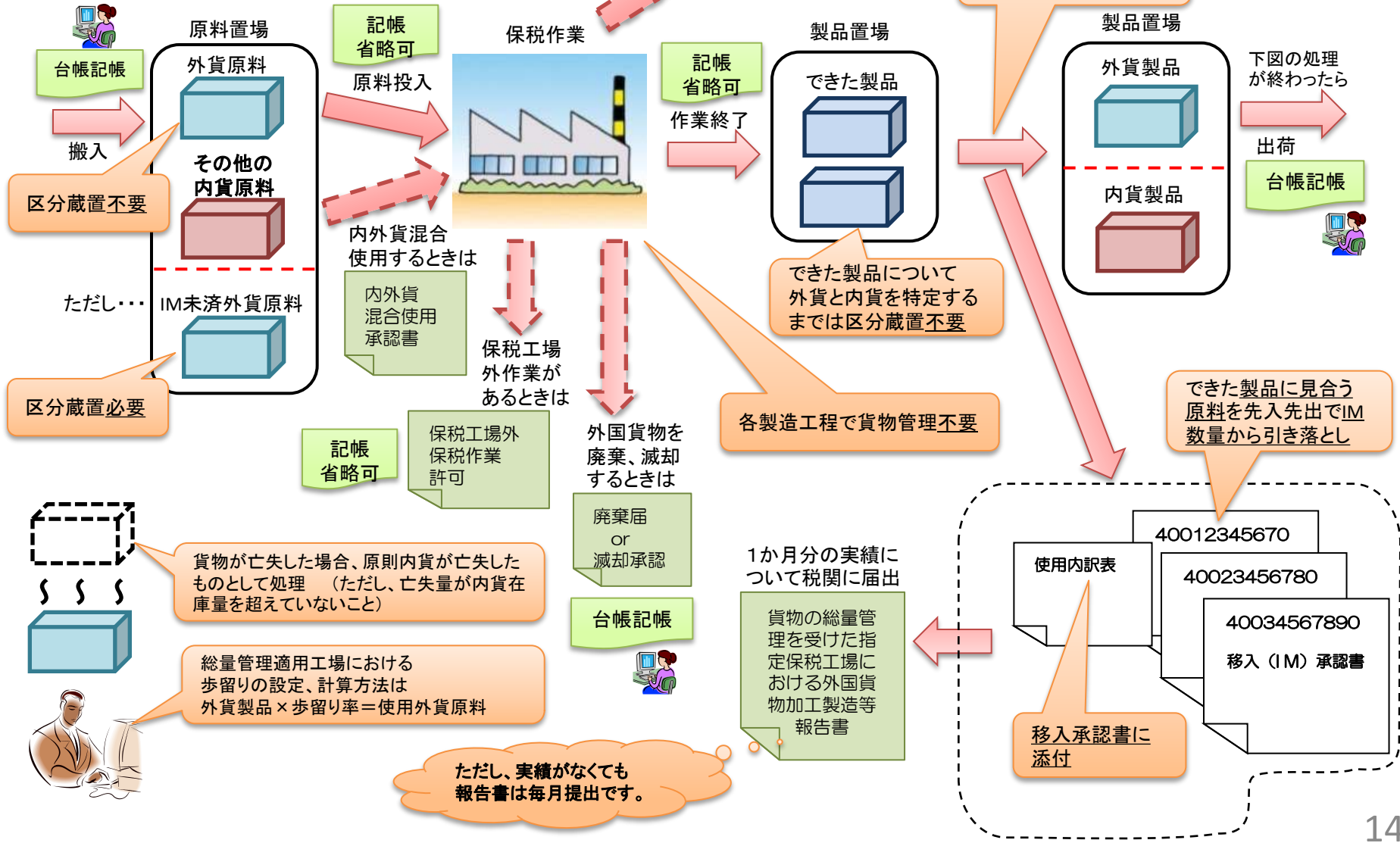
台帳記帳

亡失届



④ 保税工場における貨物の流れ(まとめ)

貨物の総量管理の適用を受けた指定保税工場



総量管理の保税工場は手続きが簡素化されているが、総合的に適正な管理ができていことが大前提

⑤保税工場担当者の留意点

蔵置場所・作業場所の制限



未許可場所

- ◆ 外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができません。
- ◆ 保税工場の許可を受けていない設備での保税作業はできません。

保税作業の種類

- ◆ 許可を受けた以外の外国貨物の原料としての使用
- ◆ 許可を受けた以外の保税作業の製造
はできません(したい場合は変更の届出が必要)。



外貨原料及び製品の蔵置期間



TIME OVER

- ◆ 原料の保税作業投入時まで・・・3か月を超えるまでに移入承認を受けていますか。
- ◆ 製品出荷時まで・・・製品の蔵置期間がIMの承認を受けてから2年を超えていませんか(サンプル品も外国貨物なのでIM承認から2年間しか蔵置できません)。

⑤保税工場担当者の留意点

貨物と関係書類との確実な対査確認



- ◆ 貨物の搬出入時、保税作業投入時等に確実な対査確認を実施してください(記号・番号、品名、数量)。
- ◆ 複数人数によるチェックが望ましいです。

記帳・関係書類の保存



- ◆ 記帳はできるだけ速やかにお願いします。
- ◆ 関係書類は税関検査にて適切に提示できるよう、整然と整理しておいてください。

貨物の亡失や異常発生時の税関への通報



- ◆ 責任者を通じて速やかにご連絡いただくようお願いします。
- ◆ その他不明なこと等があれば、勝手な判断をせず、お気軽に税関にお問い合わせください。

社内貨物管理規定の把握及び遵守

- ◆ 自社の社内貨物管理規定(CP)の内容(貨物の流れや必要な作業・手続)を把握して、遵守していただくようお願いします。